

基安安発 0906 第 1 号

平成 23 年 9 月 6 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

台風に伴う集中豪雨による災害の復旧工事における
労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止対策につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、今般の台風 12 号などにより、紀伊半島を中心に各地に甚大な被害がもたらされたところですが、今後、これらの被害に関連する災害復旧工事が本格的に開始されること等に伴い、特に土砂崩壊、土石流による災害及び集中豪雨により発生しがれきの処理作業による労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、今後の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、特に下記の事項を踏まえた安全な工事の実施について、貴協会会員各位に対し周知徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、台風による大雨の降雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

(2) 上記（1）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。

(3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所

及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。

- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。

なお、今回の台風に伴って発生した「深層崩壊」による土砂崩壊については、上記に掲げる措置を講ずることが困難であるため、上記(1)の調査結果を踏まえ、遠隔操作式の建設機械を用い、労働者を立ち入らせずに作業を行うこと、掘削時期を変更すること等適切な措置を講ずること。

- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(5)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第 575 条の 9 に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、台風による大雨の降雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

3 がれき処理作業における労働災害防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) がれき処理作業に当たっては、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

また、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づく車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。
- (5) 「ニブラ」、「グラップル」などの解体用の建設機械についても、車両系建設機械に準じ、上記の(2)から(4)に準じた取扱いを行うこと。

4 緊急避難体制の確立

台風の影響を受けた環境下での工事であることはもとより、今後も台風の接近が予想されるため、工事に伴う作業中に急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。